

(別紙2)

「走行中給電実証実験」に向けたF S調査等業務委託 プロポーザル評価要領

鳥取県の一般公道での「走行中給電実証実験」に向けたF S調査等業務委託を委託するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

1 審査会の設置

- (1) 審査会の名称
「走行中給電実証実験」に向けたF S調査等業務委託プロポーザル審査会
- (2) 審査委員
審査委員の人数は3人とする

2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。
なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

- (1) 見積価格が予算額を超えた場合
- (2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（鳥取県一般公道での走行中給電実証実験に向けたF S調査等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の4関係）

3 選定方法

- (1) 各審査委員が4の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点（100点満点）をつける。
- (2) 審査委員ごとに評価点の高い提案者順に、順位点を付与する。
＜順位点＞最も評価点の高い提案者：1点
2番目に評価点の高い提案者：2点
3番目に評価点の高い提案者：3点
- (3) 各審査委員の順位点の合計が最も低い提案者を、最優秀提案者として選定する。
- (4) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位点の合計が低い提案者順に順位付けを行う。

4 審査項目及び評価基準

別紙「審査表」のとおりとする。

＜業務遂行＞

- ・業務全体を円滑に実施するための実施体制が構築され、進行管理・スケジュール等が適切であるか。
- ・実施体制について、走行中給電に関する知見を有する人員が配置されているか。

＜会議開催支援＞

- ・走行中給電に関する知識を有し、実証実験の意義を理解した会議資料を作成することができるか。

＜各種調査＞

- ・道路関係の調査において、調査手法や進め方について適確であるかどうか。
- ・各会議からの意見・要望に応じた追加調査を行えるか。

＜実施計画作成＞

- ・各資料の作成について、鳥取県の意向及び各会議の意見を反映させた内容とすることができるか。

＜その他＞

- ・仕様書に記載されている項目以外の、本実験の効果・効率を高める事項が提案されているか。
- ・類似事業の実績の有無、成果及び個人情報漏洩の有無 等

5 その他

- (1) 順位点の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 実施要領9に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、審査委員の評価点の平均が、30点以上の者を最優秀提案者として選定する。